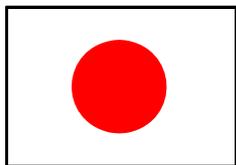


日タイ経済連携協定 原産地規則の概要



平成19年11月

(平成20年7月、平成23年7月：一部改訂)

財務省関税局業務課

目次

・ 協定の構造	3
・ 「タイ特恵原産地規則」とは？	4
・ タイ特恵税率適用のための条件	5
・ 原産地証明書	6
- 原産地基準	11
・ WO、PE、PS、品目別規則、ACU、DMI	12—21
- インボイスが第三国で発行される場合	22
・ 原産資格を与えることとならない作業	24
・ 積送基準	25

協定の構造

日タイ経済連携協定

協定本体

第18条 関税の撤廃

第18条第1項

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書1の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した**他方の締約国の原産品**について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

譲許表において、タイ特恵税率を設定

附属書1 第18条に関する表
※一般的には「**譲許表**」と呼ばれている

第3章 原産地規則

【第27条－第49条】

附属書2 品目別規則

附属書3
原産地証明書の必要的記載事項

附属書4～7

「タイ特惠原産地規則」とは？

日タイ経済連携協定

協定本体

第18条 関税の撤廃

附属書1 譲許表

これらをまとめて、「**タイ特惠原産地規則**」と呼ぶ。

第3章 原産地規則
(他方の締約国の原産品である
か否かを判断するための規則)

【第27条－第49条】

附属書2 品目別規則

附属書3
原産地証明書の必要的記載事項

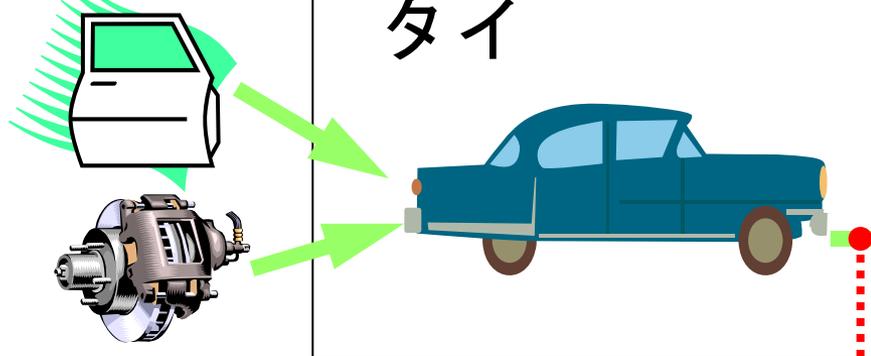
- ・日タイ経済連携協定・運用上の手続規則
- ・関税法第68条第2項
- ・関税法施行令第61条第1、4、5、7、8項
- ・関税法基本通達68－5－0～68－5－21

タイ特恵税率適用のための条件

- ①タイから輸入される製品に関して、譲許表においてタイ特恵税率が設定されていること

この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」(通し船荷証券の写し等)

他の国



- ②生産された貨物が、タイの「原産品」と認められること(=タイ特恵原産地規則上の原産地基準を満たしていること)

- ③日本への運送の途上でタイの「原産品」という資格を失っていないこと(=タイ特恵原産地規則上の積送基準を満たしていること)

- ④税関に対して、原産地基準及び積送基準の両方を満たしていることを証明すること(=タイ特恵原産地規則上の**原産地証明書**及び(必要に応じ)**運送要件証明書**を提出すること)

この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

★原産地基準・積送基準の両者を単に満たしているだけでは十分ではなく、満たしていることが証明されなければならない。

原産地証明書の提出

- ・ 原産品であることを証明するために原産地証明書の提出義務。(協定第39条第1項、関税法第68条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ)
- ・ 以下の場合には、提出を要しない。(協定第39条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ)
 - 200USドル又は輸入国が規定するこれより高い額を超えない貨物
 - 輸入国が提出を免除する貨物

別途定めるもの
(指定はない)

20万円と規定
(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

熱帯果実ワイン(2206.00-229の一部)及び「メコンウィスキー」(2208.90-129の一部)について

- 20万円超の場合：特定品名及び製品証明書ID番号記載の原産地証明書を提出。
- 20万円以下の場合：タイ財務省国税局が発給する品種証明書を輸入申告の際に保持。税関の求めに応じて提出。

原産地証明書に係る留意事項

- ・ **提出時期**：輸入申告時。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合、許可前引取りを行う場合には、提出を猶予

(関税法施行令第61条第4項)

- ・ **発給機関**：タイ王国商務省
- ・ **記入言語**：英語(協定第40条)
- ・ **有効期間**：発給の日から1年間(協定第40条)
- ・ **対象となる輸入は1回限り**(協定第40条)
- ・ **些細なミス**：税関の判断にて受理が可能
- ・ **発給後の修正**：発給機関にて行ったもののみ受理

原産地証明書記載事項①

第1欄—第4欄

★原産地証明書は、英語で記入

<p>1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)</p> <p>輸出者の名称・住所・国名</p> <p>輸入時のインボイスが第三国の者により発行される場合、第三国で発行される旨及び発行者の正式な名称・住所も記入。</p>	<p>Reference No.</p> <p>AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate)</p> <p>FORM JTEPA</p> <p>Issued in..... THAILAND (country)</p>
<p>2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)</p> <p>輸入者の名称・住所・国名</p>	<p>遡及発給の場合「ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is ... (date)」を記入。</p>
<p>3. Means of transport and route (as far as known)</p> <p>輸送の手段及び経路（分かる範囲で）</p> <p>積出港、積替港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。</p>	<p>4. For official use</p> <p>タイの発給当局による記入</p> <p>再発給の場合「DUPLICATE, date of issuance and reference number of original C/O are ... (date), ... (reference number)」を記入。</p>

(注)

8ページから10ページに掲げる記入要領は、日タイ経済連携協定・運用上の手続規則における関連規定の一部を利便性の観点から仮に訳出したものです。運用上の手続規則の厳密な解釈は同規則の原文(英文)によることとなる点にご留意願います。

原産地証明書記載事項－②

第5欄－第10欄

6 桁

加えて、必要に応じ、**ACU** (第29条-累積)、**DMI** (第30条-僅少の非原産材料) を追記。

5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
項目番号	包装の記号、番号	包装の個数及び種類、品名、HS番号	原産地基準 WO、PE、PSのいずれかを必ず記入	総重量 その他の数量	インボイスの番号及び日付

インボイス上の品名(及び可能であればHS上の品名)と実質的に同一なもの。

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール(17ページ参照)及びIOTC登録船舶ルール(18ページ参照)を満たす場合:
品目に応じて、アセアン第三国の国名、材料、加工内容、IOTC登録船名、登録番号、登録国等を記入。

熱帯果実ワイン(2206.00-229の一部)及び「メコンウィスキー」(2208.90-129の一部)については、下記の①及び②を追記。

- ① 下記の品名
(熱帯果実ワインの場合)
“fermented beverages prepared from XX(原料の果実名)”
(「メコンウィスキー」の場合)
“Thai local spirits obtained by fermented mixtures of rice and molasses and/or refined sugar, and coloured with caramel”
- ② タイ政府が発給する製品証明書のID番号

原産地証明書記載事項一③

第11欄一第12欄

<p>11. Declaration by the exporter</p> <p>The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in</p> <p style="text-align: center;">THAILAND (exporting country)</p> <p>and that they comply with the origin requirement specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to</p> <p style="text-align: center;">JAPAN (importing country)</p> <p>..... Place and date, signature and stamp of certifying authority</p>	<p>12. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>..... Place and date, signature of authorized signatory</p>
--	---

輸出者が記入。

- ・ 証明書申請の日付
- ・ 署名(自署又は署名の形状の印字)

輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。

- ・ 日付 ・ 押印
- ・ 署名(自署又は署名の形状の印字)

原産地証明書第8欄の原産地基準

協定第28条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c) **非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの**

WO：完全生産品

PE：原産材料から生産される産品

PS：実質的変更基準を満たす産品

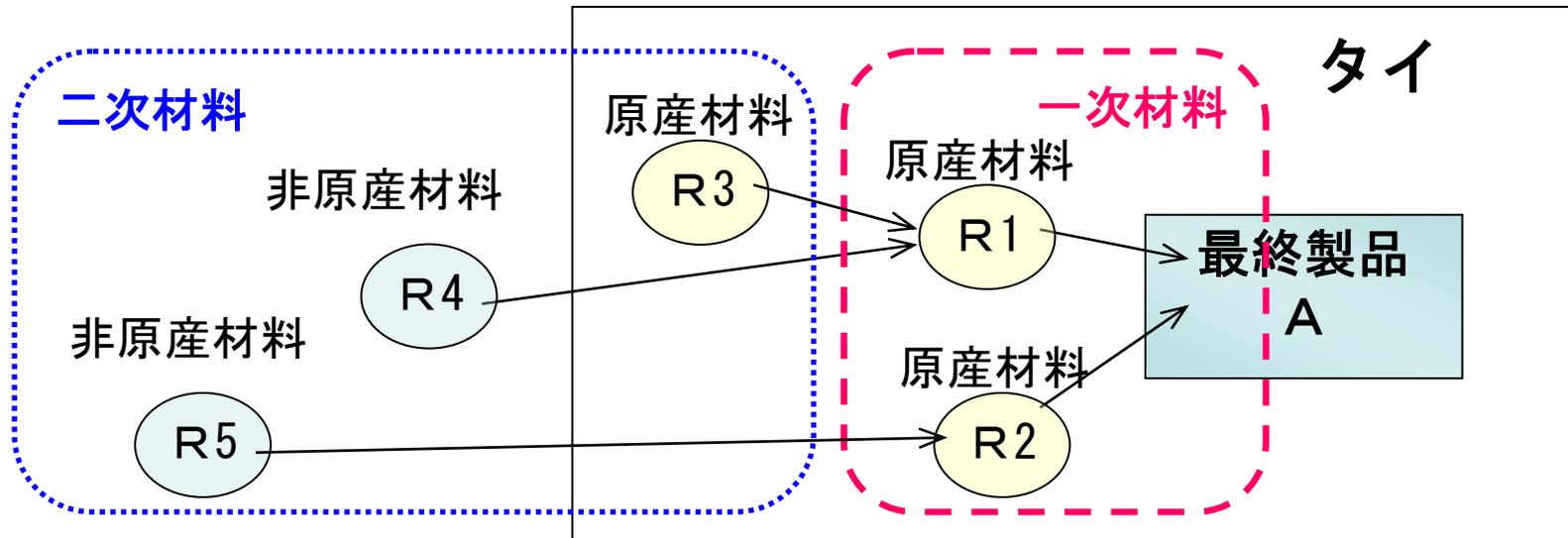
※第8欄には、WO、PE、PSのいずれかが必ず記入されなければならない。一般特惠原産地証明書においては、完全生産品に関して「P」と、実質的変更基準を満たす産品に関して「W」と記入していたことから、一見すると紛らわしいので要注意。

原産地証明書第8欄：W O = 完全生産品 — 第28条第2項

	項 目 (例 示)
(a)	生きている動物であって、タイにおいて生まれ、かつ、成育されたもの (家畜、領海で採捕した魚等)
(b)	タイにおいて狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物 (捕獲された野生生物)
(c)	タイにおいて生きている動物から得られる産品 (卵、牛乳、羊毛等)
(d)	タイにおいて収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 (果物、野菜、切花等)
(e)	タイにおいて抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 (原油、石炭、岩塩等)
(f)	タイの船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品 (公海、排他的経済水域で捕獲した魚等)
(g)	タイの工船上において(f)に規定する産品から生産される産品 (工船上で製造した魚の干物等)
(h)	タイの領海外の海底又はその下から得られる産品 (大陸棚から採掘した原油等)
(i)	タイにおいて収集される産品であって、タイにおいて本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの (走行が不可能な廃自動車等)
(j)	タイにおける製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの (木くず、金属の削りくず等)
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、タイにおいて回収される部品又は原材料 (走行が不可能な廃自動車から回収したタイヤであって、タイヤとしての使用が可能なもの等)
(l)	タイにおいて(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品 (a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

原産地証明書第8欄：PE

＝原産材料のみから生産される産品－協定第28条第1項(b)



製品の一次材料は、タイの原産材料のみである。

→厳密に言えば、**生産・製造にタイ以外の国が関与している**が、外見上はタイ1カ国で生産・製造が完結しているように見えるもの

原産地証明書第8欄：P S

＝実質的変更基準を満たす産品－協定第28条第1項(c)

- ・ 非原産材料を使用して生産される産品で、**附属書2**に定める品目別規則等を満たすもの
 - 品目別規則における実質的加工基準
 - ・ 関税分類変更基準
 - 非原産材料の関税分類番号と、産品の関税分類番号とが異なることとなる変更が行われていること
 - ・ 加工工程基準
 - 非原産材料に特定の加工工程が施されること
 - ・ 付加価値基準
 - 付加された価値が条件を満たしていること

附属書2 一品目別規則の具体例

第3904. 10号の物品に係る品目別規則

関税分類変更基準

① 他の項の材料からの変更、

付加価値基準

② 原産資格割合が40%以上であること（関税分類の変更を必要としない。）又は、

加工工程基準

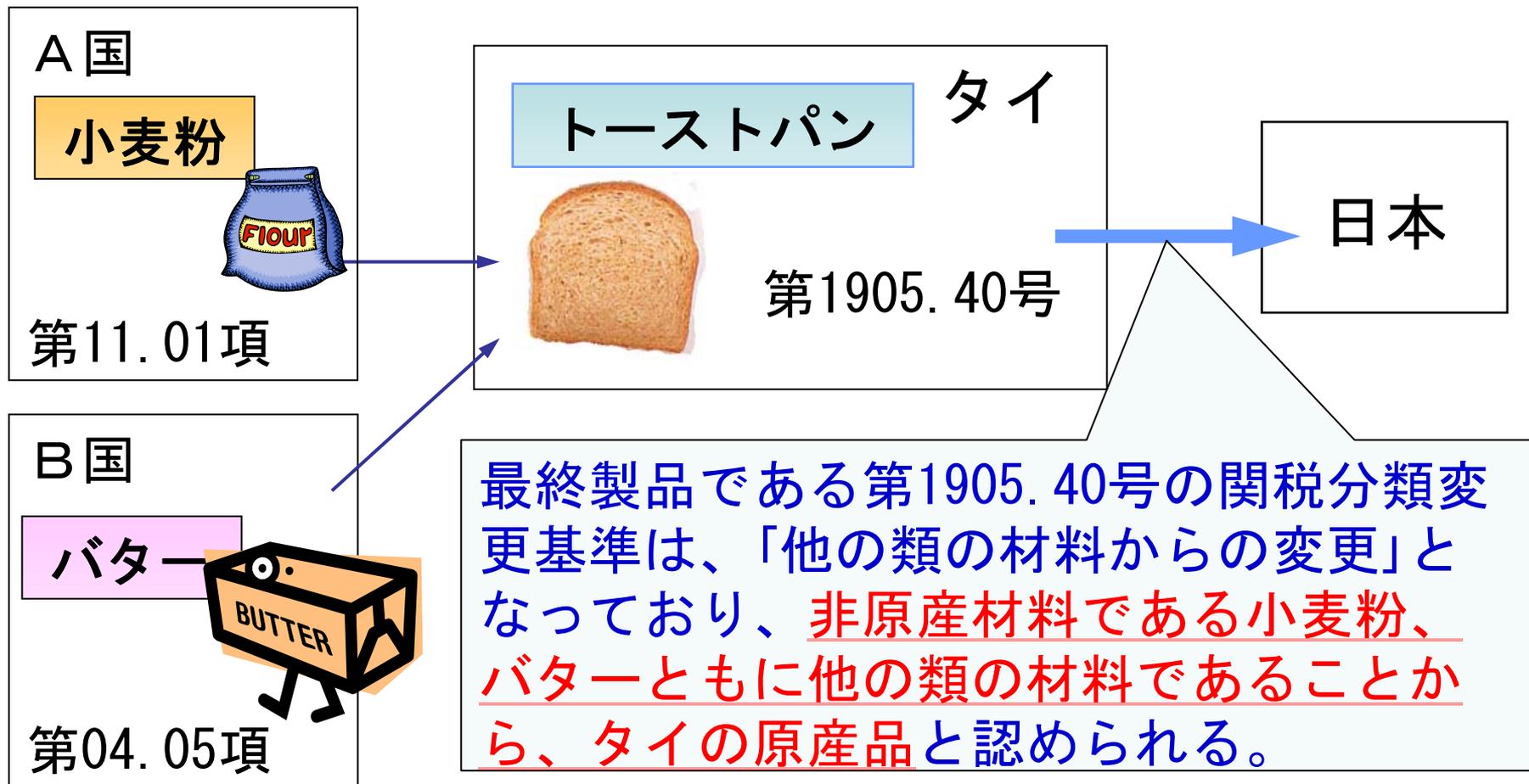
③ 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（関税分類の変更を必要としない。）。

* 第3904. 10号の物品に係る品目別規則においては、これら3つの基準が併記されているが、これらの3つの基準の間に優先関係はなく、いずれか一つを満たしていれば良いというものであり、**三者は全く同格**である。

附属書2 一品目別規則の具体例

関税分類変更基準

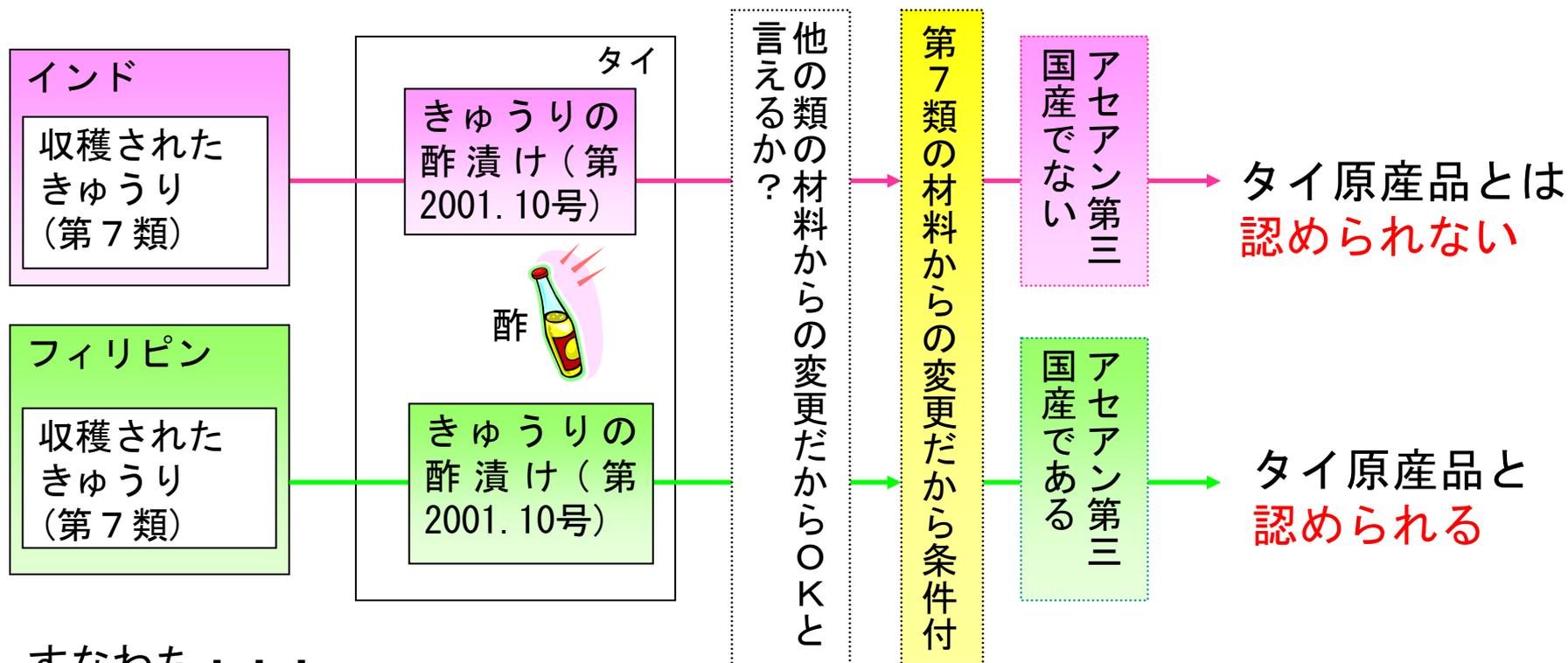
- 第1905.40号：他の類の材料からの変更



附属書2 一品目別規則の具体例

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

・ 第2001.10号：他の類の材料からの変更（第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）



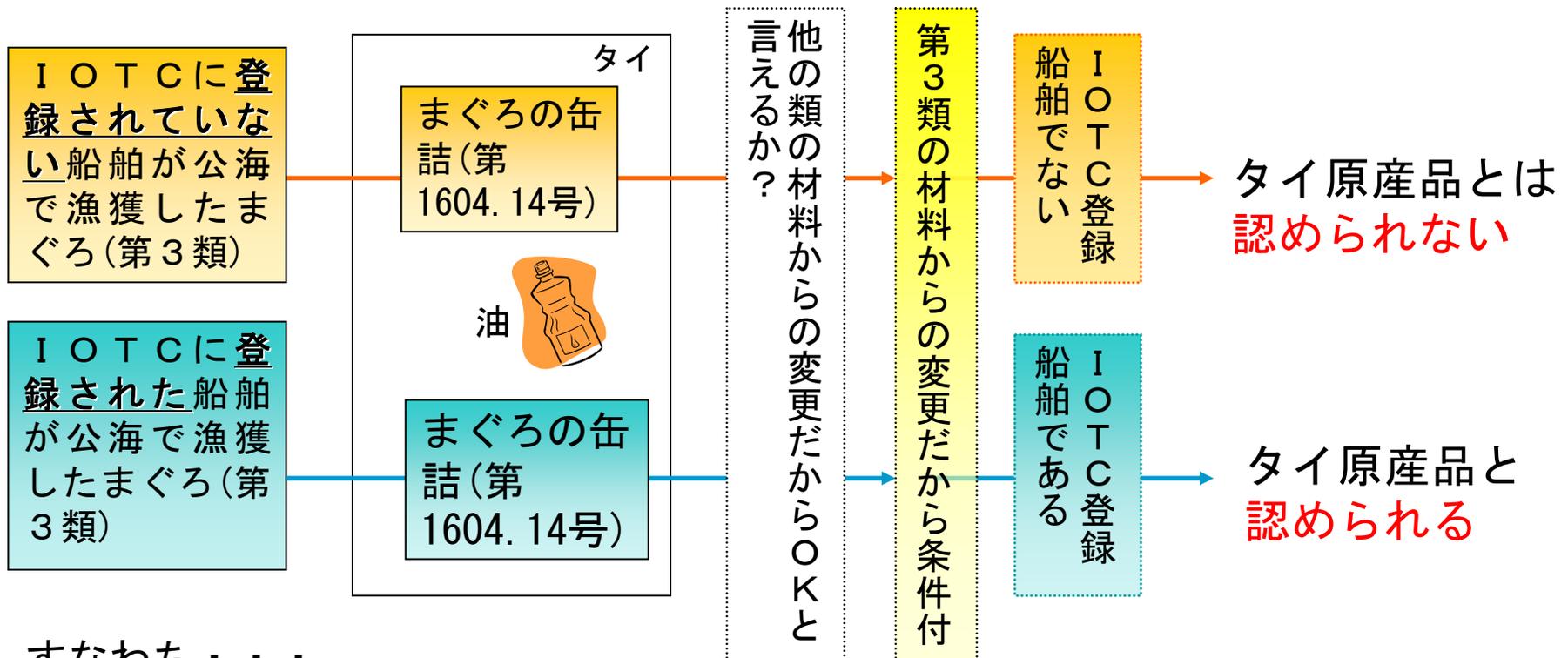
材料であるきゅうり(第7類)は、アセアン加盟国である第三国において「収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産され」なければならない。

附属書2 一品目別規則の具体例

Indian Ocean Tuna Commission (インド洋まぐろ類委員会)

IOTC登録船舶ルール

・第1604.14号：他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料がIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)

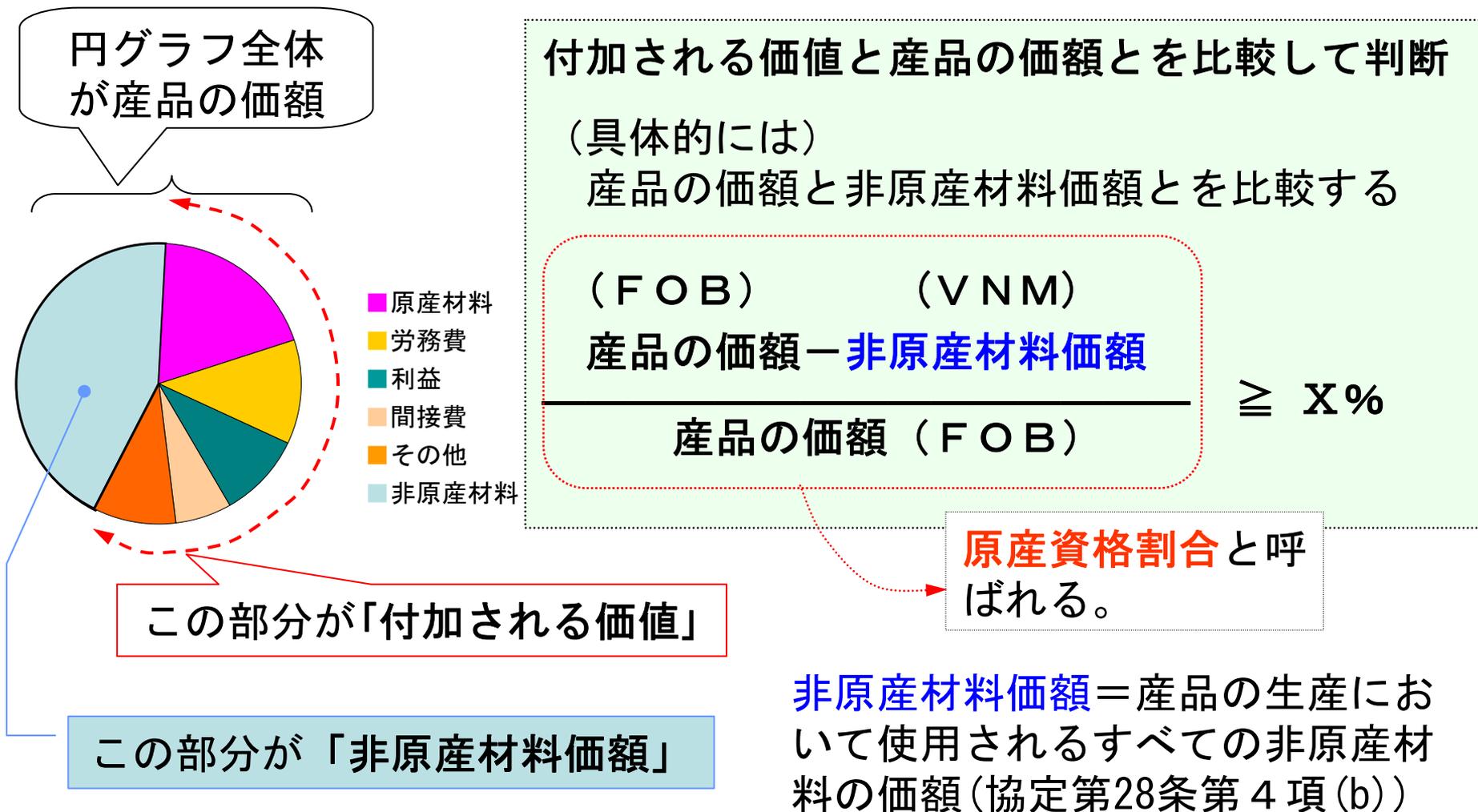


すなわち・・・

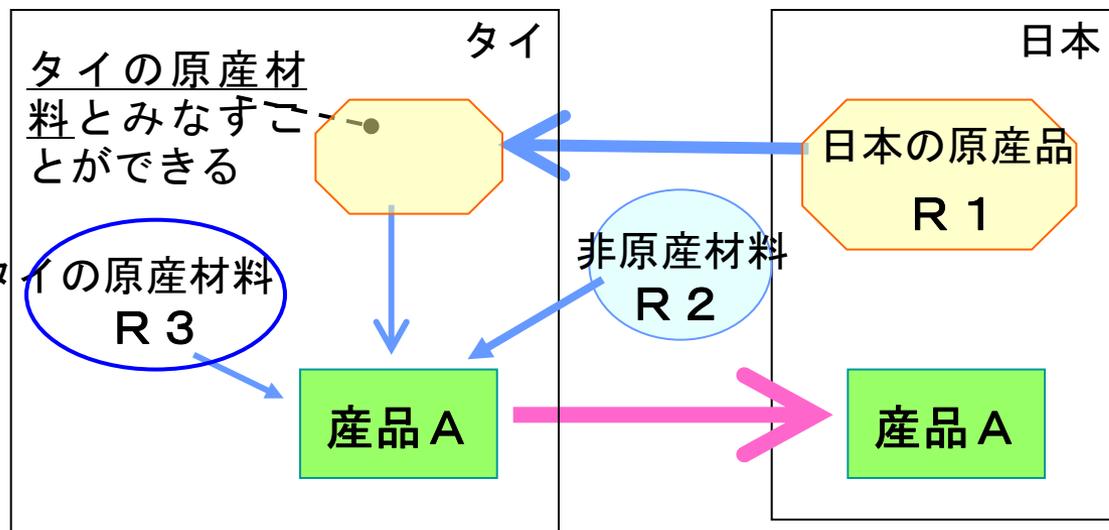
材料であるまぐろ(第3類)は、IOTC登録船舶により「漁獲され」なければならない。

附属書2 一品目別規則 付加価値基準とは？

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たすこと。



原産地証明書第7欄：ACU＝累積（協定第29条）



日本の原産品 R1 をタイに輸出し、それを、タイにおける製品 A の生産に使用した場合、日本の原産品 R1 は、タイの原産材料とみなすことができる。

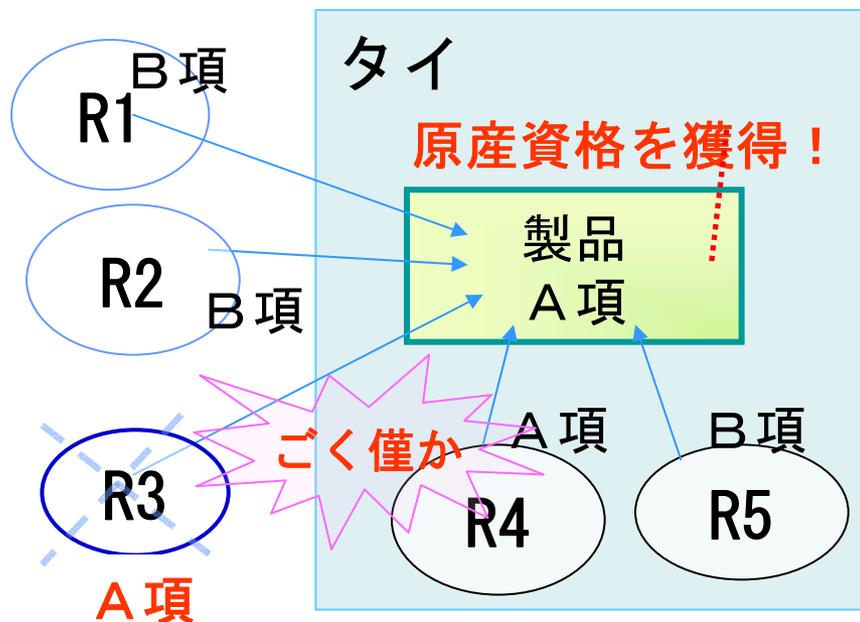
一見すると、一般特惠 (GSP) における自国関与基準と同じように見えるが

※一般特惠 (GSP) における自国関与基準との違い

- ・一般特惠の自国関与では、日本から輸出された製品であればよい。
→タイ特惠原産地規則における累積では、この原産地規則の下での日本の原産品であることが必要。
- ・一般特惠では原産地証明書とともに、いわゆるANNEXが必要。
→タイ特惠原産地規則においては不要。

* 本条の適用があった場合、第7欄にACUと記載。

原産地証明書第7欄：DMI = 僅少の非原産材料 (協定第30条)



一部の非原産材料に関して、関税分類変更基準(例えば「他の項の材料からの変更」)を満たさない場合であっても、附属書2に定める特定の割合を超えなければ(=ごく僅かであれば)、考慮しなくてもよい。



その結果、「すべての非原産材料の項番号が製品の項番号とは異なる」こととなり、関税分類変更基準を満たし、よって原産品であると認められる。

特定の割合－附属書2(品目別規則) 一般的注釈(f)

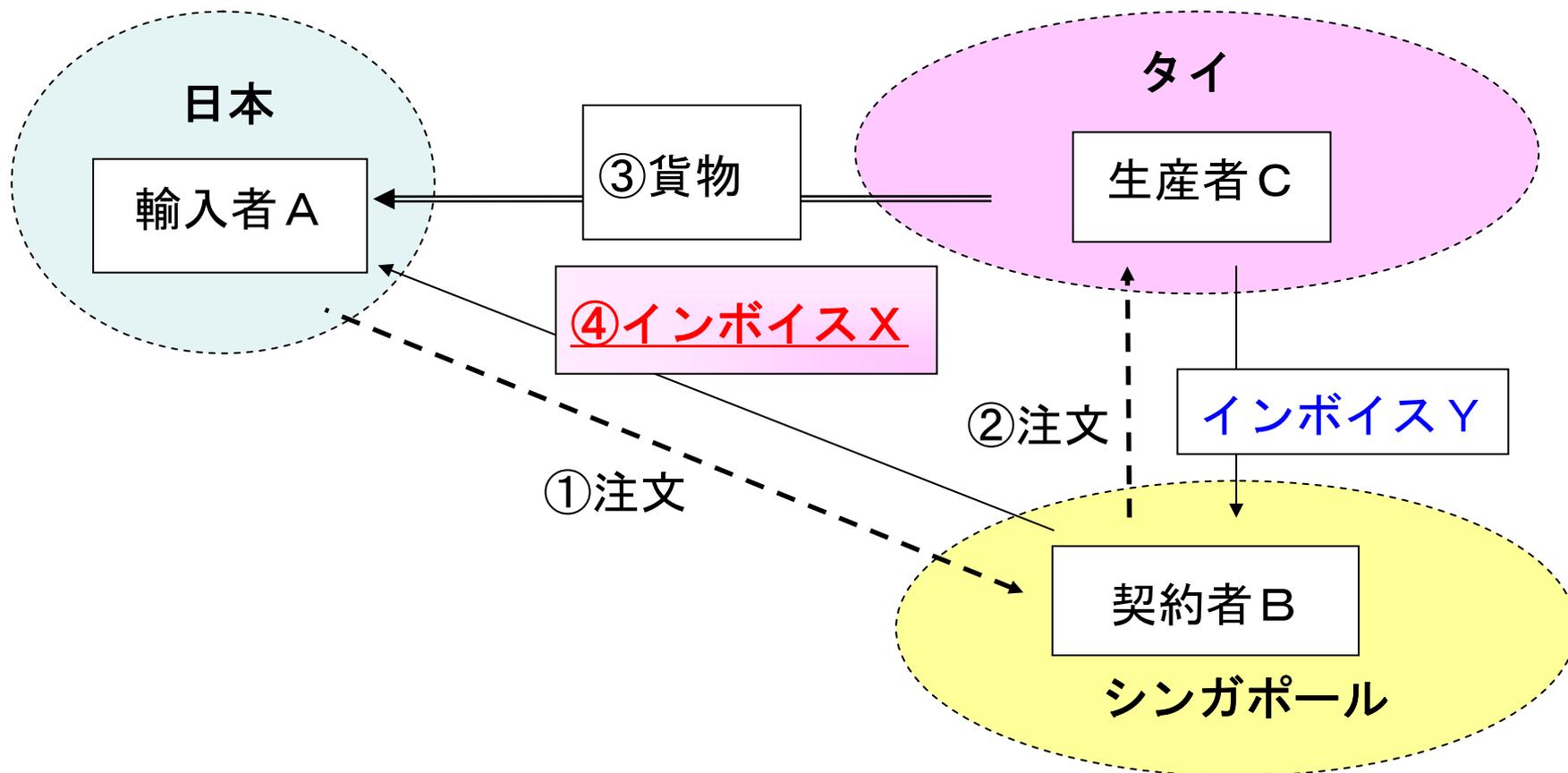
第1類～第18類、第25類～第27類	: 適用なし
第19類～第24類	: 当該製品の価額の7%を超えない
第50類～第63類	: 当該製品の重量の10%を超えない
第28類～第49類、第64類～第97類	: 当該製品の価額の10%を超えない

* 本条の適用があった場合、第7欄に **DMI** と記載。

原産地証明書第10欄(及び第1欄)

インボイスが第三国で発行される場合ー①

第10欄に記入されるべきインボイス番号は、原則として(次ページ参照)日本への輸入に用いられる「インボイスX」の番号。



原産地証明書第10欄(及び第1欄)

インボイスが第三国で発行される場合②

(カッコ書きは前ページの例におけるもの)

・ 第三国で発行されるインボイスの番号が判明しているとき

(インボイスX)

- 第10欄：第三国で発行されるインボイスの番号及び日付けを記入

(契約者B)

- 第1欄：当該インボイスの発行者の名称、住所及び当該インボイスが第三国で発行される旨を記入

(シンガポール)

・ 第三国で発行されるインボイスの番号が**不明**のとき

- 第10欄：輸出国(タイ)において発行されるインボイスの番号及び日付けを記入

(インボイスY)

(インボイスX)

(契約者B)

- 第1欄：(第三国で発行される)インボイスの発行者の名称、住所及び当該インボイスが第三国で発行される旨を記入

(シンガポール)

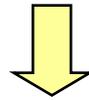
原産資格を与えることとならない作業 －協定第31条

- ・ 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存するための作業
- ・ 改装及び仕分
- ・ 組み立てられたものを分解する作業
- ・ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- ・ HS通則2(a)の規定により一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- ・ 物品を単にセットにする作業
- ・ これらの作業の組合せ

積送基準－協定第32条

- ・ 積送基準を満たすための条件
 - タイから日本に直接輸送されること
 - 積替え又は一時蔵置のために第三国を経由して輸送される場合
 - ・ 当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するため必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと

☆積送基準を満たさない場合には原産品とみなさない



日タイ経済連携協定に基づく特恵税率の適用対象とならない

積送基準を満たしていることを証明する書類

－協定第39条第3項

- ・ 第三国を經由して輸入される場合
 - 通し船荷証券の写し
 - 第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないことを証明するもの

課税価格の総額が20万円以下の貨物については提出を免除 ※

積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類 ※

※関税法施行令第61条第1項第2号ロ

ご不明の点があれば・・・

- ・ 日タイ経済連携協定の条文については、以下のウェブサイトをご参照願います。（和文テキスト）

協定本文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/mokuji.pdf

附属書 1 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku01.pdf

附属書 2 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku02.pdf

附属書 3 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku03.pdf

適用税率等の E P A 関連の情報は税関ホームページ

(<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai.htm>) からご覧いただけます。

- ・ ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会いただけるようお願い申し上げます。

各税関原産地調査官連絡先:

税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/syomeisyo.htm)

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。